

「東久留米市第2次教育振興基本計画」(改定案)に対するパブリック・コメントについて (実施結果)

【募集期間】平成30年12月1日(土)～12月20日(木)

【意見提出者数】2人

【意見件数】6件

	提出されたご意見	提出されたご意見に対する市教育委員会の考え方
1	<p><b>I 人権尊重と健やかな心と体の育成～健全育成～</b></p> <p>①いじめ問題について、16ページではいじめを子どもの心の問題にして、「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」とする率が全国平均より9.6%低い、ことを現状の問題としているようです。いじめで悲惨なのは子どもの自殺です。自殺がでて、教育委員会が「いじめと自殺は無関係」とした結論が、再調査で覆った報道を見聞きします(職場での労働者の自殺についても同様です)。調査で「関係あり」の結論がでたとしても、それは表面的なことです。真の原因はもっと別のところにある、と見るべきです。自殺に至らないいじめを含めて、「国連『子どもの権利委員会』の日本政府に対する提案と勧告」(1998年6月)は「貴締約国における教育制度が極度に競争的であること、その結果、教育制度が子どもの身体的および精神的健康に否定的な影響を及ぼしている」と判定していますがこれを参考とすべきでしょう。この勧告自体は20年も前のものですが、事態は一向に改善されていません。「いじめ防止対策推進法」2013年5月、「東久留米市いじめ防止対策推進条例」2014年12月はありますが国連勧告を取り入れたものではない、と思います。この項目で扱っているほかの問題にしてもこの国連勧告の方向での対応が必要と思います。</p>	<p>①いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応については、引き続き、人権上の重大な課題として対応を進めていきます。</p>
2	<p><b>II 確かな学力の育成～学力向上～</b></p> <p>②学力テストを市・都・国のすべてで実施するということが、子どもたちの負担、ひいては先生方の負担のことを考えますと、せめて、市で行う学力テストは抽出していくつかの学校にするか、できれば全廃することはできないでしょうか。</p> <p>また、学力テストの結果を学校毎に公表するというのも酷だと思えます。子どもたちは住んでいる地元の学校に行っているのですから、自分たちの学校が楽しく、いい学校だと思って過ごしてもらいたいです。</p>	<p>②義務教育の目的の学力面での達成状況を明らかにするため、国、東京都及び本市独自の学力調査の結果に基づき、基礎的な学力の定着状況と児童・生徒の学力の伸長の度合いを市全体及び学校ごとに公表しています。</p> <p>課題を明確にし、継続して児童・生徒の学力向上に取り組むとともに、保護者に対する説明責任を果たすなど、各学校がより「分かりやすい授業」「魅力的な授業」づくりにつながるよう努めていきます。</p>

	<p>③どの子どもも親も、学力をつけたい、と思っているでしょう。19ページ以下に東久留米市の子どもの学力が全国、東京都と比較したグラフが載っています。20ページには、小学校6年と中学校3年の子どもが学校の授業時間以外にどのくらいの時間勉強したか、東久留米市と全国を比較した図19があります。東久留米の子どもの学校外勉強時間が少ないこととなります。14～18図と19図をあわせみると、もっと学校外の勉強して負けるな、といっているように見えます。前項で引用した国連勧告がいう「子どもの身体的、精神的健康への否定的影響」を助長することになるでしょう。学力向上は教員が授業にどう関わられるか、に懸かっているように思います。</p>	<p>③教員は、「分かりやすい授業」「魅力的な授業」の実践に向けて、研修・研鑽（けんさん）を常に行う必要があります。</p> <p>「Ⅲ 信頼される学校づくり」において、教員の授業改善、指導力向上の推進についての項目を挙げました。今後も、同項の施策を着実に推進していきます。</p>
3	<p><b>Ⅲ 信頼される学校づくり～教育環境の整備～</b></p> <p>④教員の労働時間の軽減についての記述がありません。「教員の働き方改革実施計画」（2018年10月）も参照して意見を述べます。</p> <p>労働組合法第14条は「労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによつてその効力を生ずる」としています。教員は団体協約締結権を持っていません（地方公務員法55条2）が労働基準法14条の精神は尊重されるべきでしょう。教育振興基本計画改定案や働き方改革実施計画作成に当たって教員組合の意見は聞いたのでしょうか。パブリックコメントで市民の意見を聞くのは悪くはありませんが、教育振興の重要な担い手の意見を聞くことが欠かせないと思います。私は、教員は被雇用者であることを念頭に、教員個人ではなく教員組合の意見と申し上げています。働き方改革実施計画2ページで教員の労働時間を「ライフ・ワーク・バランスに満足している教員の割合」できめるように記しています。その人が満足していればその労働時間でよいのでしょうか。教育振興基本計画改定案10ページは「人権尊重の理念を正しく理解し」（9行）、「規範意識」（22行）を掲げています。「規範」とは法律がこうなっているから、ということではないと思うのです。</p>	<p>④「東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画」の策定にあたっては、市立学校教職員等を委員とする東久留米市立学校教員の働き方改革検討委員会を立ち上げ、週当たりの在校時間の目指す目標値、具体的な取り組み内容及び進捗状況の把握・検証方法等について意見交換を行い、教育長に報告書を提出しました。その報告を受け、平成30年10月に、教育委員会は「東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画」を策定しています。</p> <p>「4 めざす目標値」については、「1）市立小・中学校教員の週当たりの在校時間を60時間以内とします。」「2）週休日である土曜日、日曜日のどちらか一方は必ず休養できるようにします。」「3）市立小・中学校教員のライフ・ワーク・バランスの満足度を今後調査し、年度毎に改善させます。」の3点を提示しています。いずれも達成できるよう、実施計画の推進に努めていきます。</p>

4	<p><b>IV 生涯学習社会の構築～生涯学習～</b></p> <p>⑤図書館サービスの充実、中央図書館を2年後に指定管理者制度にするのではなく、市直営で今までどおり運営してこそ、サービスの充実が図られるのではないかと思います。</p> <p>今夏、来年度から使用する「道徳」の教科書が採択されましたが、市民も、展示された見本本を見て感想や意見を出しました。展示場所が市役所と中央図書館の2カ所だけだったので、市民が気軽に立ち寄り、見ることができるよう、地区図書館にも展示してほしいと要望しましたが、地区図書館は指定管理者だから責任が持てないということで展示は見送られました。これは一つの例ですが、公立図書館があるとないでは、生涯学習社会を考えると、大違いだと思います。ぜひ、公立図書館を残してほしいと思います。</p>	<p>⑤28年度末をもって市の正規司書職員が全員退職となった以降も、今後目指す図書館像を実現し、良好な図書館サービスを将来にわたり市民の皆様へ安定的に提供できるようにするため、民間の力を可能な限り活用していく必要があること等から、教育委員会において、中央図書館と3つの地区館を一体に運営する指定管理者制度を導入する「今後の東久留米市立図書館の運営方針」を決定しました。今後においても、運営方針に沿って準備を進めていきます。</p> <p>また、道徳教科書の展示については、見本本の冊数が限られていることから、市役所本庁舎及び中央図書館の2カ所で行いましたが、指定管理者が運営していることで展示が出来ないということはありません。誤解が生じることのないよう、今後はより分かりやすい説明を心がけていきます。</p>
5	<p><b>その他</b></p> <p>⑥教育振興基本計画改定案1ページに「地域の実情に応じて」「定めるよう努め」とあります。今回のように複雑かつ大事なことを1回のパブリックコメントですむ、とは到底考えられません。パブリックコメントの目的は「当該重要施策等に市民等の意見を的確に反映させる」ことです(同手続要綱の第1)。「市民の意見を的確に」聞くには市民との対話(懇談など名前はともかく)の場が必要なのではないでしょうか。</p>	<p>⑥「第2次教育振興基本計画」の策定にあたっては、パブリック・コメントのほか、市民の皆様のご意見を直接伺うため、教育関係団体や公募市民等を委員とする懇談会を設け、計画に反映させていただくなどしています。</p>

※ご意見はほぼ原文のまま掲載しています。